

平成27年9月29日

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
における懲戒処分の公表について

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構において、以下の事案により職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

今回、本機構の会計事務において、不適切な行為があったことは、本機構の社会的信用を失墜させるもので、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。今後は服務規律の徹底と再発防止に取り組み、機構を挙げて信頼回復に努める所存であります。

1 事案の概要について

研究所の収入業務を担当していた当該職員は、平成25年3月から平成26年4月の間に、本来研究所が受け取るべき施設使用料について、振込先を「機構長」名義の機構所定の銀行口座ではなく、自らが無断で開設した「研究所」名義の銀行口座に指定した偽の請求書を相手方に送付し、当該銀行口座に振り込ませるなどして3年度分（平成24年度～平成26年度分）の施設使用料を着服した。（総額約13万円）。

また、平成21年3月から平成26年6月の間に12回開催した訓練において、講義を担当した講師等から預かった宿泊費等を着服した。（総額約140万円）

さらに、平成26年3月頃、研究所内の親睦会の通帳を無断で持ち出し、平成26年8月までの間に3回にわたって計95万円を引き出し、着服した。（事案発覚後、全額返済されている。）

これらの行為は、本機構の社会的信用を失墜させ、かつ本機構の諸規程等に違反するものであり、重大な非違行為であることから当該職員に対して懲戒処分を行った。

2 処分量定及び処分年月日について

処分量定：懲戒解雇

処分年月日：平成27年9月29日

3 被処分者の所属について

所属：国立極地研究所

4 本機構の対応について

当事案の判明後、研究所で調査を行い、機構本部の人事委員会において調査、審議を行い、平成27年9月28日に開催された役員会において、当該職員および監督者の処分を決定した。

今後は、本機構として組織体制の見直し・強化を図り、機構を挙げて再発防止に向けた取組を行う。